

平成22年度

国の施策並びに予算に関する
提案・要望の概要

(総務省関係)

平成21年7月14日

全 国 知 事 会

1 地域情報化の推進について

1 全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等
地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 地域間の情報格差を是正し、全国均衡のあるブロードバンド環境の整備を推進するため、地域の実情に応じて整備を進めることができるよう規制緩和を含む支援策を大幅に拡充すること。
また、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。
- (2) 電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークを整備するための規制緩和を含む支援策を拡充すること。
また、整備後の安定的な運用を確保するため、ランニングコストに対する支援策を講じること。
- (3) 携帯電話不感地帯解消策を始めとした情報通信に関する地域間格差是正のためのあらゆる施策を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

2 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、中継局等地上デジタル放送の送受信環境の整備のため適切な措置を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 中継局ロードマップについては、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け、辺地共聴施設の改修や住民の地上デジタル放送対応機器への円滑な移行を促すために2010年の早期には整備が完了するよう、放送事業者に対する指導等、国において引き続き適切に対応すること。
- (2) 中継局整備に当たり、放送事業者の経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由により自力建設が困難と認められる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、国による支援措置の拡充等により確実な整備を進めること。
- (3) 中継局からの電波によるカバーエリア外においても、遅くとも2010年中にエリア内と格差なく受信が可能となるよう、受信状況の調査を実施するとともに、既存共聴施設の改修やCATV、IP同時再送信の整備など具体的対策を明らかにし、国の責任において地域の実情に応じた適切な措置を講じること。
特に、辺地共聴施設のデジタル化の支援については、新たな難視聴世帯、デジタル化困難共聴施設及び小規模施設への支援の拡充を図ること。また、共聴施設の改修又は新設に代えて、CATV事業者への編入で対応することができるようにする等CATVに対する助成制度の拡充を図ること。
- (4) 少数チャンネル地域等において、従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと。
- (5) アナログ停波直前に機器購入やアンテナ設置が集中すると、資材や工事業者不足が引き起こされるとともに、デジタル放送非対応の受信機、録画機器等も集中して大量に廃棄されるおそれがあるため、現有の廃棄物処理能力の範囲において機器の切り替えが円滑に進むよう十分に周知するとともに、早めのデジタル対応を誘導するためにも、早期に受信機器の多様化・低廉化を実現することなどについて、関係機関、メーカー等と密接な連携を図ること。
- (6) 衛星利用による暫定的な難視聴対策では身近な生活情報や緊急・災害情報、選挙報道など住民が必要とする地域の情報が視聴できなくなることから、まずは、地上系ネットワークの整備が完了するようできる限りの対策を講じること。

その上で、やむを得ず衛星利用による暫定的な難視聴対策を導入する場合には、対象世帯への周知広報を徹底するとともに、暫定的難視聴対策期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにし、住民及び地方公共団体に費用の負担を求めないこと。

また、暫定期間中においても、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報について、対象世帯へ提供する手法を検討し、対策を講じること。

- (7) 地上デジタル放送の受信を口実とした疑わしい機器の購入や工事の勧誘、架空請求等の詐欺的行為の対策について関係機関と連携し、その対策を講じること。
- (8) 受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の実態を早期に把握した上で、受信調査や施設改修の早期実施に向けた働きかけを施設管理者に行うなど、地方自治体の負担を求めることなく受信障害対策共聴施設等の改修について適切に対応すること。
- (9) デジタル化により新たに発生する「新たな難視」対策として実施する中継局の新設、共聴施設の設置、CATVへの移行等の対策については、対象世帯及び地方自治体への負担を求めず、国及び放送事業者の責任と負担で取り組むこと。

2 情報セキュリティ対策の推進について

1 情報セキュリティ関連法の整備

個人情報等が流出した場合に、情報の拡散による被害の拡大を防止するため、インターネット上に情報を意図的に流出させる行為を規制する制度を早急に整備すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方自治体に管理責任があり、機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに違反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定すること。
- (2) 情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。